

## ○玉村町スズメバチの巣駆除補助金交付要綱

令和2年3月31日  
要綱第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の安全な生活環境を維持することを目的として、住宅地周辺のスズメバチの巣を駆除した者に対し、駆除に要した費用の一部を予算の範囲内において補助することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、玉村町に住民票を有し、かつその者の世帯員全員に町税の滞納がないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、玉村町に住民票を有しない者が保有又は管理する玉村町内の土地や建物等において、スズメバチが営巣し、周辺住民等の安全が脅かされることが明らかな場合は、補助金の交付を受けることができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、スズメバチの巣駆除に要した額の2分の1(100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。)とし、上限を5,000円とする。

(申請書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、駆除後3箇月以内に、玉村町スズメバチの巣駆除補助金交付申請書(様式第1号)に、関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、玉村町スズメバチの巣駆除補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日要綱第27号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月20日要綱第38号)

この要綱は、令和5年9月20日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

玉村町スズメバチの巣駆除補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 玉村町長

申請者住所

氏名

電話番号

玉村町スズメバチの巣駆除補助金交付要綱第5条の規定に基づき、必要書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

駆除した日	年 月 日
駆除した場所	群馬県佐波郡玉村町大字
駆除に要した額	円(税込み)
交付申請額	円

【添付書類及び注意事項】

- 注1 スズメバチの巣の駆除に要した費用の領収書の原本(返却いたしません)
- 2 写真各1枚(営巣駆除前・駆除後)
- 3 駆除後3ヶ月以内に申請すること。
- 4 補助金は、駆除費用の1/2で限度額は5,000円とし、100円未満は切捨てとなります。
- 5 補助金の交付を受けることができる者は、玉村町に住民票を有し、かつその者の世帯員全員に町税の滞納がないこととする。
- 6 補助金の振込先は申請者本人の口座とすること。

【振込先口座】

	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	本店 支店	預金 種別	普通 ・ 当座
口座 番号		口座 名義人	フリガナ	

【町税の調査閲覧同意書】

私は、玉村町スズメバチの巣駆除補助金要綱に必要な事項として「町税納入状況の閲覧」「住民基本台帳の閲覧」について、担当係員が調査閲覧することに同意します。

氏名 \_\_\_\_\_

住民基本台帳確認	
----------	--

納税確認	
------	--

様式第2号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

玉村町スズメバチの巣駆除補助金交付・不交付決定通知書

様

玉村町長 印

年 月 日付けで申請のあった玉村町スズメバチの巣駆除補助金について、審査の結果、次のとおり交付・不交付決定したので通知します。

記

1. 交付決定額 円
2. 不交付の理由